

○

(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第三十七号) (抄)

(第一条関係)

(傍線の部分は改正部分)

改	正	案	現	行
目次				
第七章 通所介護	第七章 通所介護	第七章 通所介護	第七章 通所介護	第七章 通所介護
第一節～第四節 (略)	第一節～第四節 (略)	第一節～第四節 (略)	第一節～第四節 (略)	第一節～第四節 (略)
第五節 指定療養通所介護の事業の基本方針、人員並びに設備及び運営に関する基準 第一款 この節の趣旨及び基本方針(第一百五条の二・第一百五条の三)	第五節 基準該当居宅サービスに関する基準(第一百六条～第一百九条) 第一款 人員に関する基準(第一百五条の四・第一百五条の五)	第五節 基準該当居宅サービスに関する基準(第一百六条～第一百九条) 第一款 人員に関する基準(第一百五条の四・第一百五条の五)	第五節 基準該当居宅サービスに関する基準(第一百六条～第一百九条) 第一款 人員に関する基準(第一百五条の四・第一百五条の五)	第五節 基準該当居宅サービスに関する基準(第一百六条～第一百九条) 第一款 人員に関する基準(第一百五条の四・第一百五条の五)
第二款 人員に関する基準(第一百五条の四・第一百五条の五)	第二款 設備に関する基準(第一百五条の六・第一百五条の七)	第二款 設備に関する基準(第一百五条の六・第一百五条の七)	第二款 設備に関する基準(第一百五条の六・第一百五条の七)	第二款 設備に関する基準(第一百五条の六・第一百五条の七)
第三款 設備に関する基準(第一百五十二条～第一百五十二条の五)	第三款 運営に関する基準(第一百五十二条～第一百五十二条の六)	第三款 運営に関する基準(第一百五十二条～第一百五十二条の六)	第三款 運営に関する基準(第一百五十二条～第一百五十二条の六)	第三款 運営に関する基準(第一百五十二条～第一百五十二条の六)
第四款 運営に関する基準(第一百五十二条の七～第一百五十二条の十一)	第四款 基本方針、人員並びに設備及び運営に関する基準(第一百五十二条の七～第一百五十二条の十一)	第四款 基本方針、人員並びに設備及び運営に関する基準(第一百五十二条の七～第一百五十二条の十一)	第四款 基本方針、人員並びに設備及び運営に関する基準(第一百五十二条の七～第一百五十二条の十一)	第四款 基本方針、人員並びに設備及び運営に関する基準(第一百五十二条の七～第一百五十二条の十一)
第一十三章 (略)	第一十三章 (略)	第一十三章 (略)	第一十三章 (略)	第一十三章 (略)
第一節～第四節 (略)	第一節～第四節 (略)	第一節～第四節 (略)	第一節～第四節 (略)	第一節～第四節 (略)
第五節 基準該当居宅サービスに関する基準(第二百五条の二～第二百六条)	第五節 基準該当居宅サービスに関する基準(第二百五条の二～第二百六条)	第五節 基準該当居宅サービスに関する基準(第二百五条の二～第二百六条)	第五節 基準該当居宅サービスに関する基準(第二百五条の二～第二百六条)	第五節 基準該当居宅サービスに関する基準(第二百五条の二～第二百六条)
第一節 基本方針(第二百七条)	第一節 基本方針(第二百七条)	第一節 基本方針(第二百七条)	第一節 基本方針(第二百七条)	第一節 基本方針(第二百七条)
第二節 人員に関する基準(第二百八条～第二百九条)	第二節 人員に関する基準(第二百八条～第二百九条)	第二節 人員に関する基準(第二百八条～第二百九条)	第二節 人員に関する基準(第二百八条～第二百九条)	第二節 人員に関する基準(第二百八条～第二百九条)
第三節 設備に関する基準(第二百十条)	第三節 設備に関する基準(第二百十条)	第三節 設備に関する基準(第二百十条)	第三節 設備に関する基準(第二百十条)	第三節 設備に関する基準(第二百十条)
第四節 運営に関する基準(第二百十一条～第二百十六条)	第四節 運営に関する基準(第二百十一条～第二百十六条)	第四節 運営に関する基準(第二百十一条～第二百十六条)	第四節 運営に関する基準(第二百十一条～第二百十六条)	第四節 運営に関する基準(第二百十一条～第二百十六条)
第一章 総則	第一章 総則	第一章 総則	第一章 総則	第一章 総則
(定義)	(定義)	(定義)	(定義)	(定義)
第二条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。	第二条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。	第二条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。	第二条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。	第二条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
一 居宅サービス事業者 法第八条第一項に規定する居宅サービ ス事業を行う者をいう。	一 居宅サービス事業者 法第七条第五項に規定する居宅サービ ス事業を行う者をいう。	一 居宅サービス事業者 法第七条第五項に規定する居宅サービ 斯事業を行う者をいう。	一 居宅サービス事業者 法第七条第五項に規定する居宅サービ 斯事業を行う者をいう。	一 居宅サービス事業者 法第七条第五項に規定する居宅サービ 斯事業を行う者をいう。
二 (略)	二 (略)	二 (略)	二 (略)	二 (略)
三 利用料 法第四十一条第一項に規定する居宅介護サービス費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。	三 利用料 法第四十一条第一項に規定する居宅介護サービス費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。	三 利用料 法第四十一条第一項に規定する居宅介護サービス費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。	三 利用料 法第四十一条第一項に規定する居宅介護サービス費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。	三 利用料 法第四十一条第一項に規定する居宅介護サービス費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。
四 (略)	四 (略)	四 (略)	四 (略)	四 (略)
五 法定代理受領サービス 法第四十一条第六項の規定により居	五 法定代理受領サービス 法第四十一条第六項の規定により居	五 法定代理受領サービス 法第四十一条第六項の規定により居	五 法定代理受領サービス 法第四十一条第六項の規定により居	五 法定代理受領サービス 法第四十一条第六項の規定により居

宅介護サービス費が利用者に代わり当該指定居宅サービス事業者に支払われる場合の当該居宅介護サービス費に係る指定居宅サービスをいう。

六 (略)

七 (略)

八 (略)

第三条 (略)

第二章 訪問介護

第一節 基本方針

(基本方針)

第四条 指定居宅サービスに該当する訪問介護（以下「指定訪問介護」という。）の事業は、要介護状態となつた場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行うものでなければならぬ。

第二節 人員に関する基準

(訪問介護員等の員数)

第五条 指定訪問介護の事業を行う者（以下「指定訪問介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定訪問介護事業所」という。）ごとに置くべき訪問介護員等（指定訪問介護の提

第二節 人員に関する基準

(訪問介護員等の員数)

供に当たる介護福祉士又は法第八条第二項に規定する政令で定める者をいう。以下この節から第四節までにおいて同じ。）の員数は、常勤換算方法で、二・五以上とする。

2 (略)

3 指定訪問介護事業者が指定介護予防訪問介護事業者（指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準並びに

指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（厚生労働省令第号。以下「指定介護予防サービス等基準」という。）第五条第一項に規定する指定介護予防訪問介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定訪問介護の事業と指定介護予防訪問介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合には、介護予防基準第五条第一項に規定する訪問介護員等及び同条第二項に規定するサービス提供責任者の員数を満たすことをもつて、前二項に規定する員数を満たしているものとみなすことができる。

第三節 設備に関する基準

(設備及び備品等)

第七条 (略)

(設備及び備品等)

第七条 (略)

第四項において準用する場合を含む。」の規定により居宅介護サービス費又は居宅支援サービス費に係る指定居宅サービスをいう。

七 居宅支援サービス費用基準額 法第五十三条第二項第一号又は第二号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定居宅サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に指定居宅サービスに要した費用の額とする。）をいう。

六 (略)

七 (略)

八 (略)

第三条 (略)

第二章 訪問介護

第一節 基本方針

(基本方針)

第四条 指定居宅サービスに該当する訪問介護（以下「指定訪問介護」という。）の事業は、要介護状態等となつた場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行うものでなければならない。

第二節 人員に関する基準

(訪問介護員等の員数)

第五条 指定訪問介護の事業を行う者（以下「指定訪問介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定訪問介護事業所」という。）ごとに置くべき訪問介護員等（指定訪問介護の提

第二節 人員に関する基準

(訪問介護員等の員数)

供に当たる介護福祉士又は法第七条第六項に規定する政令で定める者をいう。以下この節から第四節までにおいて同じ。）の員数は、常勤換算方法で、二・五以上とする。

2 (略)

第三節 設備に関する基準

(設備及び備品等)

第七条 (略)

第十一條 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によつて、被保険者資格

第十一條 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によつて、被保険者資格

(受給資格等の確認)

第十一條 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によつて、被保険者資格

(受給資格等の確認)

、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめるものとする。

2 (略)

(要介護認定の申請に係る援助)

第十二条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならぬ。

2 指定訪問介護事業者は、居宅介護支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合であつて必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する三十日前にはなされるよう、必要な援助を行わなければならない。

(居宅サービス計画に沿ったサービスの提供)

第十六条 指定訪問介護事業者は、居宅サービス計画（施行規則第六十四条第一号ニに規定する計画を含む。以下同じ。）が作成されている場合は、当該計画に沿った指定訪問介護を提供しなければならない。

(居宅サービス計画の変更の援助)

第十七条 (略)

(サービスの提供の記録)

第十九条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護を提供した際には、当該指定訪問介護の提供日及び内容、当該指定訪問介護について法第四十一条第六項の規定により利用者に代わって支払を受けた居宅介護サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。

2 (略)

(利用料等の受領)

第二十条 指定訪問介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定訪問介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定訪問介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定訪問介護事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

3・4 (略)

(指定訪問介護の基本取扱方針)

第二十二条 指定訪問介護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

2 (略)

(利用者に関する市町村への通知)

第二十六条 (略)

第一 正当な理由なしに指定訪問介護の利用に関する指示に従わなければならぬことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。

、要介護認定等の有無及び要介護認定等の有効期間を確かめるものとする。

2 (略)

(要介護認定等の申請に係る援助)

第十二条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供の開始に際し、要介護認定等を受けていない利用申込者については、要介護認定等の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならぬ。

2 指定訪問介護事業者は、居宅介護支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合であつて必要と認めるときは、要介護認定等の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定等の有効期間が終了する三十日前にはなされるよう、必要な援助を行わなければならない。

(居宅サービス計画に沿ったサービスの提供)

第十六条 指定訪問介護事業者は、居宅サービス計画（施行規則第六十四条第一号ハに規定する計画を含む。以下同じ。）が作成されている場合は、当該計画に沿った指定訪問介護を提供しなければならない。

(居宅サービス計画等の変更の援助)

第十七条 (略)

(サービスの提供の記録)

第十九条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護を提供した際には、当該指定訪問介護の提供日及び内容、当該指定訪問介護について法第四十一条第六項（法第五十三条第四項において準用する場合を含む。）の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費又は居宅支援サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載しなければならない。

2 (略)

(利用料等の受領)

第二十条 指定訪問介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定訪問介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定訪問介護に係る居宅介護サービス費用基準額又は居宅支援サービス費用基準額から当該指定訪問介護事業者に支払われる居宅介護サービス費又は居宅支援サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定訪問介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定訪問介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3・4 (略)

(指定訪問介護の基本取扱方針)

第二十二条 指定訪問介護は、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

2 (略)

(利用者に関する市町村への通知)

第二十六条 (略)

第一 正当な理由なしに指定訪問介護の利用に関する指示に従わなければならぬことにより、要介護状態等の程度を増進させたと認められるとき。

(管理者、サービス提供責任者及び訪問介護員等の責務)

第二十八条 (略)

- 2 2 サービス提供責任者は、第二十四条に規定する業務のほか、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- 一 指定訪問介護の利用の申込みに係る調整をすること。

- 二 利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握すること。

- 三 サービス担当者会議への出席等により、居宅介護支援事業者等と連携を図ること。

- 四 訪問介護員等（サービス提供責任者を除く。以下この条において同じ。）に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達すること。

- 五 訪問介護員等の業務の実施状況を把握すること。

- 六 訪問介護員等の能力や希望を踏まえた業務管理を実施すること。

- 七 訪問介護員等に対する研修、技術指導等を実施すること。

- 八 その他サービス内容の管理について必要な業務を実施すること。

- 一 訪問介護員等は、次の各号について行うものとする。

- 二 前項第四号に規定するサービス提供責任者からの情報伝達を受けること。

- 三 前項第七号に規定するサービス提供責任者が行う研修、技術指導等を受けること。

第五節 基準該当居宅サービスに関する基準

(訪問介護員等の員数)

第四十条 基準該当居宅サービスに該当する訪問介護又はこれに相

当するサービス（以下「基準該当訪問介護」という。）の事業を行なう者（以下「基準該当訪問介護事業者」という。）が、当該事業を行う事業所（以下「基準該当訪問介護事業所」という。）ごとに置くべき訪問介護員等（基準該当訪問介護の提供に当たる介護福祉士又は法第八条第一項に規定する政令で定める者をいう。以下この節において同じ。）の員数は、三人以上とする。

(略)

第五節 基準該当居宅サービスに関する基準

(訪問介護員等の員数)

第四十条 基準該当居宅サービスに該当する訪問介護又はこれに相

当するサービス（以下「基準該当訪問介護」という。）の事業を行なう者（以下「基準該当訪問介護事業者」という。）が、当該事業を行う事業所（以下「基準該当訪問介護事業所」という。）ごとに置くべき訪問介護員等（基準該当訪問介護の提供に当たる介護福祉士又は法第七条第六項に規定する政令で定める者をいう。以下この節において同じ。）の員数は、三人以上とする。

(略)

- 3 基準該当訪問介護の事業と基準該当介護予防訪問介護（指定介護予防サービス等基準第四十一条第一項に規定する基準該当介護予防訪問介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準第四十一条第一項に規定する訪問介護員等及び同条第二項に規定するサービス提供責任者の員数を満たすことをもつて、前二項に規定する員数を満たしているものとみなすことができる。

(設備及び備品等)

- 第四十二条 基準該当訪問介護事業所には、事業の運営を行うために必要な広さの区画を設けるほか、基準該当訪問介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

- 2 基準該当訪問介護の事業と基準該当介護予防訪問介護の事業とが、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営される場合には、指定介護予防サービス等基準第四十三条第一項に規定する設備及び備品等を備えることをもつて、前項に規定する設備及び備品等を備えているものとみなすことができる。

(設備及び備品等)

- 第四十二条 基準該当訪問介護事業所には、事業の運営を行うために必要な広さの区画を設けるほか、基準該当訪問介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

(管理者及びサービス提供責任者の責務)

第二十八条 (略)

- 2 2 サービス提供責任者は、第二十四条に規定する業務のほか、指定訪問介護事業所に対する指定訪問介護の利用の申込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導等のサービスの内容の管理を行なうものとする。

- 3 3 サービス提供責任者は、第二十四条に規定する業務のほか、指

(準用)

第四十三条 第一節及び第四節（第十五条、第二十条第一項、第二十五条、第二十九条の二並びに第三十六条第五項及び第六項を除く。）の規定は、基準該当訪問介護の事業について準用する。この場合において、第十九条中「内容、当該指定訪問介護について法第四十一条第六項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第二十条第二項及び第二十一条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当訪問介護」と、第二十条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と、第二十四条第一項中「第五条第二項」とあるのは「第四十条第二項」と、「第二十八条」と読み替えるのは「第四十三条において準用する第二十八条」と読み替えるものとする。

第三章 訪問入浴介護

第一節 基本方針

(基本方針)

第四十四条 指定居宅サービスに該当する訪問入浴介護（以下「指定訪問入浴介護」という。）の事業は、要介護状態等となつた場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、居宅における入浴の援助を行うことによつて、利用者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図るものでなければならぬ。

第二節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第四十五条 (略)

2 指定訪問入浴介護事業者が指定介護予防訪問入浴介護事業者

(準用)

第四十四条 指定居宅サービスに該当する訪問入浴介護（以下「指定訪問入浴介護」という。）の事業は、要介護状態等となつた場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、居宅における入浴の援助を行うことによつて、利用者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図るものでなければならぬ。

第三章 訪問入浴介護

第一節 基本方針

(基本方針)

第四十四条 指定居宅サービスに該当する訪問入浴介護（以下「指定訪問入浴介護」という。）の事業は、要介護状態等となつた場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、居宅における入浴の援助を行うことによつて、利用者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図るものでなければならぬ。

第二節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第四十五条 (略)

2 指定訪問入浴介護事業者が指定介護予防訪問入浴介護事業者

第三節 設備に関する基準
(設備及び備品等)

第四十七条 (略)

2 指定訪問入浴介護事業者が指定介護予防訪問入浴介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定訪問入浴介護の事業と指定介護予防訪問入浴介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防訪問入浴介護事業者の員数を、前項に規定する介護予防訪問入浴介護事業者の員数を、前項に規定する設備及び備品等を備えているものとみなすことができる。

3 第一項の訪問入浴介護従業者のうち一人以上は、常勤でなければならない。

第三節 設備に関する基準
(設備及び備品等)

第四十七条 (略)

2 指定訪問入浴介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定訪問入浴介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定訪問入浴介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定訪問入浴介護事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定訪問入浴介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しな

第三節 設備に関する基準
(設備及び備品等)

第四十七条 (略)

2 指定訪問入浴介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定訪問入浴介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定訪問入浴介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定訪問入浴介護事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

い。
（略）

(扶助金・訪問入浴介護の基本取扱方針)
第四十九条 指定訪問入浴介護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、利用者の状態に応じて、適切に行われなければならない。

二

(指定期間入浴介護の基本取扱方針)
第四十九条 指定期間入浴介護は、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、利用者の状態に応じて、適切に行わなければならない。

第五節 基準該当居宅サービスに関する基準 (從業者の員数) 第五十五条 (略)

第五節 基準該当居宅サービスに関する基準 (従業者の員数) 第五十五条 (略)

(指定介護予防サービス等基準第五十八条第一項に規定する基準該当介護予防訪問入浴介護をいう。以下同じ。)の事業者が、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準第五十八条第一項に規定する介護予防訪問入浴介護従業者の員数を、前項に規定する訪問入浴介護従業者の員数に含めることができる。

準用

第十五条第一項から第十四条まで 第十六条から第十九条まで
、第二十一条、第二十六条、第三十条から第三十五条まで、第三
十六条（第五項及び第六項を除く。）、第三十七条、第三十八条
及び第四十四条並びに第四節（第四十八条第一項及び第五十四条
を除く。）の規定は、基準該當訪問入浴介護の事業について準用
する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあ
るは、「訪問入浴介護從業者」と、第八条中「第二十九条」とあ
るのは「第五十三条」と、第十九条中「内容、当該指定訪問介護
について法第四十一条第六項の規定により利用者に代わって支払
を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第二
十一条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」と
あるのは「基準該當訪問入浴介護」と、第三十一条中「設備及び
備品等」とあるのは「基準該當訪問入浴介護に用いる浴槽その他
の設備及び備品等」と、第四十八条第二項中「法定代理受領サー
ビスに該当しない指定訪問入浴介護」とあるのは「基準該當訪問
入浴介護」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と說
み替えるものとする。

第四章 訪問看護

(基本方針)

第五十九条 指定居宅サービスに該当する訪問看護（以下「指定訪問看護」という。）の事業は、要介護状態となつた場合において、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活

第四章 訪問看護

第一節 基本力矩

第五十九条 指定居宅サービスに該当する訪問看護（以下「指定訪問看護」という。）の事業は、要介護状態等となつた場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生

を支援し、心身の機能の維持回復を目指すものでなければならぬ。

活を支援し、心身の機能の維持回復を目指すものでなければならない。

第二節 人員に関する基準

(看護師等の員数)

第六十条 (略)

一 (略)

イ (略)

ロ 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 指定訪問看護ステーションの実情に応じた適当数

二 (略)

イ (略)

ロ 理学療法士又は作業療法士 指定訪問看護ステーションの実情に応じた適当数

二 (略)

イ (略)

ロ 理学療法士又は言語聴覚士 指定訪問看護事業者(指定介護予防サービス等基準第六十三条第一項に規定する指定介護予防訪問看護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準第六十三条第一項に規定する看護師等の員数を満たすことをもって、前項に規定する員数を満たしているものとみなすことができる。

3 第一項第一号イの看護職員のうち一名は、常勤でなければならぬ。

3 第一項第一号イの看護職員のうち一名は、常勤でなければならない。

第三節 設備に関する基準

(設備及び備品等)

第六十二条 (略)

2 (略)

3 指定訪問看護事業者が指定介護予防訪問看護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定訪問看護の事業と指定介護予防訪問看護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準第六十三条第一項に規定する看護師等の員数を満たすことをもって、前項に規定する員数を満たしているものとみなすことができる。

3 第一項第一号イの看護職員のうち一名は、常勤でなければならない。

第三節 設備に関する基準

(設備及び備品等)

第六十二条 (略)

2 (略)

3 指定訪問看護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定訪問看護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定訪問看護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定訪問看護事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

3 第一項第一号イの看護職員のうち一名は、常勤でなければならない。

3 第一項第一号イの看護職員のうち一名は、常勤でなければならない。

第四節 運営に関する基準

(利用料等の受領)

第六十六条 指定訪問看護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定訪問看護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定訪問看護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定訪問看護事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定訪問看護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定訪問看護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額及び指定訪問看護に係る居宅介護サービス費用基準額と、健康保険法(大正十一年法律第七十号)第六十三条第一項に規定する療養の給付若しくは同法第八十八条第一項に規定する指定訪問看護又は老人保健法第十七条第一項に規定する医療若しくは同法第四十六条の五の二第二項に規定する指定老人訪問看護のうち指定訪問看護に相当するものに要する費用の額との間に、不合理な差額が生じないように行わなければならない。

3 · 4 (略)

(指定訪問看護の基本取扱方針)

第六十七条 指定訪問看護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、療養上の目標を設定し、計画的に行われなければならない。

2 (略)

(指定訪問看護の基本取扱方針)

第六十七条 指定訪問看護は、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、療養上の目標を設定し、計画的に行われなければならない。

（基本方針） 第一節 基本方針

第七十五条 指定居宅サービスに該当する訪問リハビリテーション（以下「指定訪問リハビリテーション」という。）の事業は、要介護状態となつた場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図るものでなければならない。

第二節 人員に関する基準

（従業者の員数）

第七十六条 指定訪問リハビリテーションの事業を行う者（以下「指定訪問リハビリテーション事業者」という。）は、当該事業を行なう事業所（以下「指定訪問リハビリテーション事業所」という。）ごとに、指定訪問リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下この章において「理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士」という。）を置かなければならぬ。

2 指定訪問リハビリテーション事業者が指定介護予防訪問リハビリテーション事業者（指定介護予防サービス等基準第七十九条第一項に規定する指定介護予防訪問リハビリテーション事業者をいふ。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定訪問リハビリテーションの事業と指定介護予防訪問リハビリテーションの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準第七十九条第一項に規定する理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の員数を満たすことをもつて、前項に規定する員数を満たしているものとみなすことができる。

第三節 設備に関する基準

（設備及び備品等の要件）

第七十七条 （略）

2 指定訪問リハビリテーション事業者が指定介護予防訪問リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、指定訪問リハビリテーションの事業と指定介護予防訪問リハビリテーションの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準第八十条第一項に規定する設備及び備品等を備えることをもつて、前項に規定する設備及び備品等を備えているものとみなすことができる。

第四節 運営に関する基準

（利用料等の受領）

第七十八条 指定訪問リハビリテーション事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定訪問リハビリテーションを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定訪問リハビリテーションに係る居宅介護サービス費用基準額から該指定訪問リハビリテーション事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定訪問リハビリテーション事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定訪問リハビリテーションを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額及び指定訪問リハビリテーションに係る居宅介護サービス費用基準額と、健康保険法第六十三条第一項に規定する療養の給付又は老人保健法第十七条第一項に規定する医療のうち指定訪問リハビリテーションに相当するものに要する費用の額との間に、不要する費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 · 4 （略）

（基本方針） 第一節 基本方針

第七十五条 指定居宅サービスに該当する訪問リハビリテーション（以下「指定訪問リハビリテーション」という。）の事業は、要介護状態等となつた場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図るものでなければならない。

第二節 人員に関する基準

（従業者の員数）

第七十六条 指定訪問リハビリテーションの事業を行う者（以下「指定訪問リハビリテーション事業者」という。）は、当該事業を行なう事業所（以下「指定訪問リハビリテーション事業所」という。）ごとに、指定訪問リハビリテーションの提供に当たる理学療法士又は作業療法士（以下この章において「理学療法士又は作業療法士」という。）を置かなければならぬ。

2 指定訪問リハビリテーション事業者が指定介護予防訪問リハビリテーション事業者（指定介護予防サービス等基準第七十九条第一項に規定する指定介護予防訪問リハビリテーション事業者をいふ。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定訪問リハビリテーションの事業と指定介護予防訪問リハビリテーションの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準第八十条第一項に規定する理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の員数を満たすことをもつて、前項に規定する員数を満たしているものとみなすことができる。

第三節 設備に関する基準

（設備及び備品等の要件）

第七十七条 （略）

2 指定訪問リハビリテーション事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定訪問リハビリテーションを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額及び指定訪問リハビリテーションに係る居宅介護サービス費用基準額と、健康保険法第六十三条第一項に規定する療養の給付又は老人保健法第十七条第一項に規定する医療のうち指定訪問リハビリテーションに相当するものに要する費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

2 指定訪問リハビリテーション事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定訪問リハビリテーションを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額及び指定訪問リハビリテーションに係る居宅介護サービス費用基準額又は居宅支援サービス費用基準額から該指定訪問リハビリテーション事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定訪問リハビリテーション事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定訪問リハビリテーションを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額及び指定訪問リハビリテーションに係る居宅介護サービス費用基準額又は居宅支援サービス費用基準額と、健康保険法第六十三条第一項に規定する療養の給付又は老人保健法第十七条第一項に規定する医療のうち指定訪問リハビリテーションに相当するものに要する費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

第八十五条 (略)

指定居宅療養管理指導事業者が指定介護予防居宅療養管理指導事業者（指定介護サービス等基準第八十八条规定する指定介護予防居宅療養管理指導事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受けかつ、指定居宅療養管理指導の事業と指定介護予防居宅療養管理指導の事業とが同一の事業所において一體的

第三節 設備に関する基準

設備及備品等

に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準第八十八条第一項に規定する介護予防居宅療養管理指導従業者の員数を満たすことをもって、前項に規定する員数を満たしているものとみなすことができる。

第三節 設備に関する基準（設備及び備品等）

第八十六条

事業者の指定を併せて受け、かつ、指定居宅療養管理指導の事業と指定介護予防居宅療養管理指導の事業として一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準第八十九条第一項に規定する設備及び備品等を備えることをもって、前項に規定する設備及び備品等を備えているものとみなすことができる。

第四節 運

(利用料等の受領)
第八十七条 指定居宅療養管理指導事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定居宅療養管理指導を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定居宅療養管理指導に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定居宅療養管理指導事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

第4節 通常に關する要項
用料等の受領)

該当する指定

スに該当する指定居宅療養管理指導を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定居宅療養管理指導に係る居宅介護サービス費用基準額又は居宅支援サービス費用基準額から当該指定居宅療養管理指導事業者に支払われる居宅介護サービス費又は居宅支援サービス費の額を控除して得た額の支払を受ける

3・4 (略)

2 指定居宅療養管理指導事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定居宅療養管理指導を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額及び指定居宅療養管理指導に係る居宅介護サービス費用基準額と、健康保険法第六十三条第一項に規定する療養の給付又は老人保健法第十七条第一項に規定する医療のうち指定居宅療養管理指導に相当するものに要する費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

指定居宅療養管理指導事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定居宅療養管理指導を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額及び指定居宅療養管理指導に係る居宅介護サービス費用基準額又は居宅支援サービス費用基準額と、健康保険法第六十三条第一項に規定する療養の給付又は老人保健法第十七条第一項に規定する医療のうち指定居宅療養管理指導に相当するものに要する費用の額との間に、不合理な差額が生じないようになされねばならない。

גִּבְעָן

第八十八条 指定居宅療養管理指導は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、計画的に行われなければならない

（指定居宅療養管理指導の具体的取扱方針）

第十九條（略）

三 前号に規定する利用者又はその家族に対する指導又は助言に

ついては、療養上必要な事項等を記載した文書を交付するよう

努めなければならぬ。

四
(略)

担当者会議に参加することにより行わなければならぬ。

六、前号に規定するサービス担当者会議に参加できない場合については、原則として、居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対し、情報提供又は助言の内容を記載した文書を交付

して行わなければならない。

七 (略)

2

第七章 通所介護

第一節 基本方針

(基本方針)

第九十二条 指定居宅サービスに該当する通所介護（以下「指定通所介護」という。）の事業は、要介護状態となつた場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

第二節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第九十三条 (略)

一～三 (略)

四 機能訓練指導員 指定通所介護の単位ごとに、提供時間帯を通じて専ら当該指定通所介護の提供に当たる機能訓練指導員が一以上確保されるために必要と認められる数

2 (略)

3 指定通所介護事業者が指定介護予防通所介護事業者（介護予防基準第九十七条第一項に規定する指定介護予防通所介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定通所介護の事業と指定介護予防通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合には、指定介護予防サービス等

基準第九十七条第一項又は第二項に規定する介護予防通所介護從事者（従業者の員数）

第九十三条 (略)

一～三 (略)

四 機能訓練指導員 一以上

2 (略)

第三節 設備に関する基準

(設備及び備品等)

業者の員数を満たすことをもつて、第一項又は前項に規定する員数を満たしているものとみなすことができる。

4 第一項及び第二項の指定通所介護の単位は、指定通所介護であつてその提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。

5 (略)

6 (略)

7 (略)

8 (略)

9 (略)

10 (略)

11 (略)

12 (略)

13 (略)

14 (略)

15 (略)

16 (略)

17 (略)

18 (略)

19 (略)

20 (略)

21 (略)

22 (略)

23 (略)

24 (略)

25 (略)

26 (略)

27 (略)

28 (略)

29 (略)

30 (略)

31 (略)

32 (略)

33 (略)

34 (略)

35 (略)

36 (略)

37 (略)

38 (略)

39 (略)

40 (略)

41 (略)

42 (略)

43 (略)

44 (略)

45 (略)

46 (略)

47 (略)

48 (略)

49 (略)

50 (略)

51 (略)

52 (略)

53 (略)

54 (略)

55 (略)

56 (略)

57 (略)

58 (略)

59 (略)

60 (略)

61 (略)

62 (略)

63 (略)

64 (略)

65 (略)

66 (略)

67 (略)

68 (略)

69 (略)

70 (略)

71 (略)

72 (略)

73 (略)

74 (略)

75 (略)

76 (略)

77 (略)

78 (略)

79 (略)

80 (略)

81 (略)

82 (略)

83 (略)

84 (略)

85 (略)

86 (略)

87 (略)

88 (略)

89 (略)

90 (略)

91 (略)

92 (略)

93 (略)

94 (略)

95 (略)

96 (略)

97 (略)

98 (略)

99 (略)

100 (略)

101 (略)

102 (略)

103 (略)

104 (略)

105 (略)

106 (略)

107 (略)

108 (略)

109 (略)

110 (略)

111 (略)

112 (略)

113 (略)

114 (略)

115 (略)

116 (略)

117 (略)

118 (略)

119 (略)

120 (略)

121 (略)

122 (略)

123 (略)

124 (略)

125 (略)

126 (略)

127 (略)

128 (略)

129 (略)

130 (略)

131 (略)

132 (略)

133 (略)

134 (略)

135 (略)

136 (略)

137 (略)

138 (略)

139 (略)

140 (略)

141 (略)

142 (略)

143 (略)

144 (略)

145 (略)

146 (略)

147 (略)

148 (略)

149 (略)

150 (略)

151 (略)

152 (略)

153 (略)

154 (略)

155 (略)

156 (略)

157 (略)

158 (略)

159 (略)

160 (略)

161 (略)

162 (略)

163 (略)

164 (略)

165 (略)

166 (略)

167 (略)

168 (略)

169 (略)

170 (略)

171 (略)

172 (略)

173 (略)

174 (略)

175 (略)

176 (略)

177 (略)

178 (略)

179 (略)

180 (略)

181 (略)

182 (略)

183 (略)

184 (略)

185 (略)

186 (略)

187 (略)

188 (略)

189 (略)

190 (略)

191 (略)

192 (略)

193 (略)

194 (略)

195 (略)

196 (略)

197 (略)

198 (略)

199 (略)

200 (略)

四 (略)

2

第七章 通所介護

第一節 基本方針

(基本方針)

第九十二条 指定居宅サービスに該当する通所介護（以下「指定通所介護」という。）の事業は、要介護状態等となつた場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

第二節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第九十三条 (略)

一～三 (略)

四 機能訓練指導員 一以上

2 (略)

第三節 設備に関する基準

(設備及び備品等)

第九十五条 指定通所介護事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、消防設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定通所介護の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。

2 (略)

四 機能訓練指導員 一以上

2 (略)

第三節 設備に関する基準

(設備及び備品等)

第九十五条 指定通所介護事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、指定通所介護の提供に必要なその他の設備並びに指定通所介護の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。

2 (略)

四 機能訓練指導員 一以上

2 (略)

第三節 設備に関する基準

(設備及び備品等)

第九十五条 指定通所介護事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、指定通所介護の提供に必要なその他の設備並びに指定通所介護の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。

2 (略)

四 機能訓練指導員 一以上

2 (略)

第三節 設備に関する基準

(設備及び備品等)

第九十五条 指定通所介護事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、指定通所介護の提供に必要なその他の設備並びに指定通所介護の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。

2 (略)

四 機能訓練指導員 一以上

2 (略)

第三節 設備に関する基準

(設備及び備品等)

第九十五条 指定通所介護事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、指定通所介護の提供に必要なその他の設備並びに指定通所介護の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。

2 (略)

四 機能訓練指導員 一以上

2 (略)

第三節 設備に関する基準

(設備及び備品等)

第九十五条 指定通所介護事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、指定通所介護の提供に必要なその他の設備並びに指定通所介護の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。

2 (略)

四 機能訓練指導員 一以上

2 (略)

第三節 設備に関する基準

(設備及び備品等)

第九十五条 指定通所介護事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、指定通所介護の提供に必要なその他の設備並びに指定通所介護の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。

2 (略)

四 機能訓練指導員 一以上

2 (略)

第三節 設備に関する基準

(設備及び備品等)

第九十五条 指定通所介護事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、指定通所介護の提供に必要なその他の設備並びに指定通所介護

定通所介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定通所介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 (略)

一 (略)

二 指定通所介護に通常要する時間を超える指定通所介護であつて利用者の選定に係るものとの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の指定通所介護に係る居宅介護サービス費用基準額を超える費用

三・五 (略)

4・5 (略)

（略）

（指定通所介護の基本取扱方針）

第九十八条 (略)
四 指定通所介護は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添つて適切に提供する。特に、認知症にある要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整える。

（運営規程）

第九十九条 指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要な事項に関する規程（以下この章（第五節を除く。）において「運営規程」という。）を定めておかなければならぬ。
一・十 (略)

（定員の遵守）

第一百二条 指定通所介護事業者は、利用定員を超えて指定通所介護の提供を行つてはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。
一・十 (略)

（非常災害対策）

第一百三条 指定通所介護事業者は、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報体制を整備し、それらを定期的に通所介護従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

（定員の遵守）

第一百二条 指定通所介護事業者は、利用定員を超えて指定通所介護の提供を行つてはならない。

（非常災害対策）

第一百三条 指定通所介護事業者は、非常災害に関する具体的な計画を立てておくとともに、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

第一款 この節の趣旨及び基本方針
（この節の趣旨）

第五節 指定療養通所介護の事業の基本方針、人員並びに設備及び運営に関する基準

第一百五条の二 第一節から第四節の規定にかかわらず、指定療養通所介護（指定通所介護の事業であつて、難病等を有する重度要介護者又はがん末期の者であつて、サービス提供に当たり常時看護師による観察が必要なものとし、療養通所介護計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことをいう。以下同じ。）の事業の基本方針、人員並びに設備及び運営に関する基準については、この節に定めるとこによる。

定通所介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定通所介護に係る居宅介護サービス費用基準額又は居宅支援サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 (略)

一 (略)

二 指定通所介護に通常要する時間を超える指定通所介護であつて利用者の選定に係るものとの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の指定通所介護に係る居宅介護サービス費用基準額又は居宅支援サービス費用基準額を超える費用

三・五 (略)

4・5 (略)

（略）

（指定通所介護の基本取扱方針）

第九十八条 (略)
四 指定通所介護は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添つて適切に提供する。特に、認知症にある要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整える。

（運営規程）

第一百条 指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要な事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。
一・十 (略)

（定員の遵守）

第一百二条 指定通所介護事業者は、利用定員を超えて指定通所介護の提供を行つてはならない。

（非常災害対策）

第一百三条 指定通所介護事業者は、非常災害に関する具体的な計画を立ておくとともに、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

第一款 この節の趣旨及び基本方針
（この節の趣旨）

第五節 指定療養通所介護の事業の基本方針、人員並びに設備及び運営に関する基準

第一百五条の二 第一節から第四節の規定にかかわらず、指定療養通所介護（指定通所介護の事業であつて、難病等を有する重度要介護者又はがん末期の者であつて、サービス提供に当たり常時看護師による観察が必要なものとし、療養通所介護計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことをいう。以下同じ。）の事業の基本方針、人員並びに設備及び運営に関する基準については、この節に定めるとこによる。